



■都市計画道路3・4・7号線(亜細亜大通り)

	計画延長	施行済延長	施行率
市施行	16,090m	11,901m	74.0%
都施行	23,380m	10,845m	46.4%
合計	39,470m	22,746m	57.6%

(平成23年3月末現在)

1) 都市計画道路

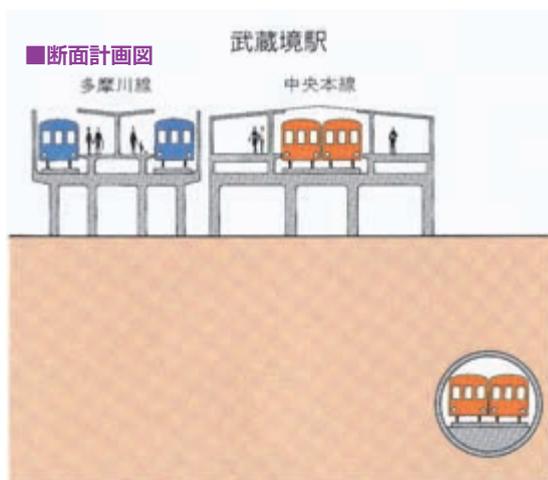
道路(街路)は、都市の骨格として都市全体の社会基盤を形成するもので、人や車が移動するための交通機能のほか、公共空間として都市に潤いを与える緑化や上下水道、電気、ガスなどの施設の収容、さらに通風、採光等の機能を持っています。また、緊急災害時における防災空間としても、欠かせない役割を担っています。

武蔵野市の都市計画道路は、昭和16年に当初の計画決定がなされ、その後、急激な都市化による交通量の増大により、昭和37年に大幅な見直しを行い、これが現在の都市計画道路網の骨格となっています。その後、吉祥寺駅、武蔵境駅周辺の再開発に伴う道路整備による変更を経て、平成23年3月末現在、31路線、延長約39.5kmが計画決定され、施工延長は22.7km、施工率は約58%に達しています。残路線についても順次整備を進めていく計画です。

都市計画道路7・6・1号線(御殿山通り)

御殿山通りは、その沿道に史跡指定された玉川上水が平行して流れ、また、三鷹駅から井の頭公園へのアクセス導線となっており、玉川上水の緑豊かな景観に配慮した、人に優しい道づくりが

求められてきました。このことから、市の都市計画道路では初めての試みとして、沿道住民の意向を反映し、愛着が持てる道づくりを進めていくため、「御殿山通り道づくり研究会」を設置しました。ワークショップ形式で5回にわたって30名の市民と共に検討を進め、4つの案が提案されました。市では、その提案や市民意見等を受け、速度抑制のためのスラローム等の導入について、法令、条例等を踏まえて、交通管理者などの関係機関と協議、調整を重ね、整備基本計画を策定しました。その後、平成15年に事業認可を取得して以降、平成27年3月31日までを事業期間として事業を進めています。



■高架の様子(武蔵境駅～三鷹駅間)

2) 都市高速鉄道

この計画は、東日本旅客鉄道中央本線の三鷹駅～立川駅間約13.1kmの区間及び西武鉄道多摩川線武蔵境駅付近を連続立体交差化し、18箇所の踏切を解消するとともに、9箇所の都市計画道路を立体化し、あわせて側道を整備するものです。これを整備することにより、交通渋滞の解消による交通の円滑化、踏切の解消による安全性の向上、鉄道により隔てられていた街の一体化等が図られます。

武蔵野市では、中央本線の約1.62km、西武鉄道多摩川線の約0.85kmが計画されていましたが、平成11年3月の事業着手以降、平成19年度には東側区間(三鷹～国分寺)の下り線、平成21年度には西側区間(西国分寺～立川)の下り線及び東側区間の上り線、平成22年度には西側区間の上り線を随時切替え、全線(三鷹～立川間)の高架化が完了しました。この事業により、武蔵野市内では6箇所の踏切が解消されました。

今後は南北一体のまちづくりの実現に向け、高架下空間の公共利用を含め、利便性・回遊性のある賑わいの創出を図っていきます。



■さくら並木公園

武蔵野市の公園づくり

武蔵野市では、東京都と区市町で合同策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」や、本市で策定した「公園・緑地リニューアル計画」に基づき、公園整備を行っています。

「都市計画公園・緑地の整備方針」は平成18年3月に策定され、平成23年12月に改定されました。この改定では、東日本大震災を受け、首都東京の防災機能の強化が挙げられ、避難場所や防災拠点となる公園・緑地の整備促進を図ります。

「公園・緑地リニューアル計画」は、平成22年5月に策定した公園整備に関する基本的な計画です。既存の公園・緑地のポテンシャルを活かし、魅力ある公園・緑地へと再生し機能の充足と質の向上を図るとともに、その質を将来に渡って維持するような持続的な仕組みを整えることを基本理念としています。具体的な項目として施設の適正化、防災機能の向上、子どもの遊びの充実、テーマのある公園づくりなどが挙げられています。

また、公園の新設、改修の際には、「公園区」を設定し、公園を個々の単体で考えるのではなく、地域の公園・緑地を一体的にとらえ、学校や公共施設などとの連携も考慮しながら、地域全体のバランスの中で機能補完していきます。



■熱交換機

3) 都市計画公園・緑地

公園や緑地は、都市の緑とオープンスペースの根幹的な施設で、良好な生活環境を保全し、スポーツ、文化等の増進に寄与すると同時に、災害時の防火、避難等の防災拠点としても大きな役割を果たしており、安全で快適な生活を実現する上で欠かすことのできない都市施設です。

武蔵野市では、平成24年1月1日現在、都市計画公園：31箇所、都市計画緑地：6箇所が計画決定されています。



■木の花小路公園

4) その他の供給施設（熱供給基幹施設）

熱供給基幹施設は、加熱もしくは冷却された水や蒸気などの熱媒体により、屋外配管を通じて、建物に熱エネルギーを供給する施設です。

本市では武蔵野クリーンセンターから排出される熱エネルギーを市役所までパイプで運び、冷暖房に利用しています。

5) 下水道

下水道は、汚水のスミやかな排除による生活環境の向上、トイレの水洗化による居住環境の改善、さらに雨水の排除による浸水の防除、並びに公共用水域の水質保全という役割を担っています。

武蔵野市では、昭和24年に下水道整備の調査・設計を開始し、昭和26年には、市域の約7割に当たる782haの3排水区（善福寺川、神田川、石神井川）を都市計画決定し、昭和27年に事業着手しました。昭和45年には受益者負担金制度を採用するとともに、市民の下水道整備への要望を踏まえて、昭和46年度を初年度とする第三次下水道整備5ヵ年計画を策定しました。

この計画は、市全域を武蔵野第一・武蔵野第二・武蔵野第三の3処理区域に分けて整備する計画で、これに基づき、昭和45年12月に市全域で下水道事

業の都市計画決定がなされ、昭和62年には石神井川排水区の処理が開始され、全市域水洗化が可能になりました。

今後は、総合治水対策としての中小河川への雨水流抑制を図るための合流改善、地下水への還元等を図るうえからの雨水浸透事業の推進を図っていきます。

武蔵野第一処理区

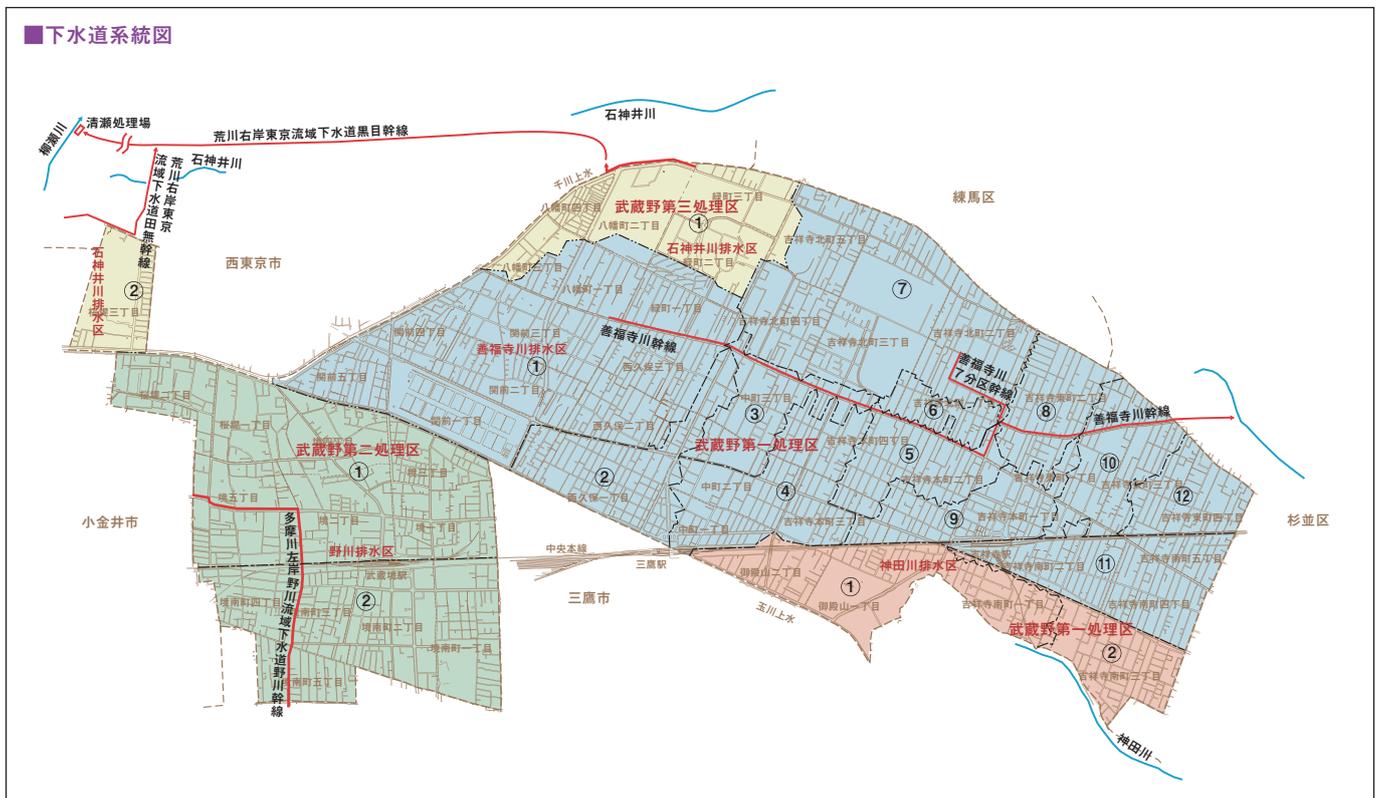
善福寺川、神田川排水区（合流式）

武蔵野第二処理区

野川排水区（多摩川流域下水道・合流式）

武蔵野第三処理区

石神井川排水区（荒川右岸流域下水道・分流式）



6) 汚物処理施設

汚物処理場は昭和36年に、立川、武蔵野、小金井、東村山都市計画として村山町（現在の武蔵村山市）に面積約4.5ha、処理能力1日300klをもって決定されました。現在、武蔵野都市計画湖南処

理場（面積7.3ha）として、1日あたり600klの処理能力を有しています。

7) ごみ焼却場・ごみ処理場

武蔵野市のごみ焼却場は、昭和32年に武蔵野・三鷹都市計画として三鷹市新川地内に計画決定され、その後、三鷹市との一部事務組合による共同処理施設としてごみの処理を行ってきました。しかし、人口増によるごみ量の増大や施設の老朽化等により、また、自区内処理という風潮も起こり、昭和56年に武蔵野・三鷹第2ごみ焼却場武蔵野粗大ごみ処理場が武蔵野都市計画として決定され、ごみの処理を行ってきました。その後、一部事務組合が解散され、武蔵野市の単独施設になったため、平成16年にごみ焼却場を武蔵野クリーンセンターと変更しました。



■ごみビット



■武蔵野クリーンセンター

第6章 市街地開発事業・地区計画等

市街地開発事業とは

計画的な市街地の形成を図るため、公共施設の整備とともに土地利用の増進、建築物の整備を一

体的かつ総合的に進め、快適で住みやすい、魅力と活力あるまちづくりを総合的に行う事業です。

1) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は市街地開発事業の一つで、市街地内の老朽木造住宅が密集している地域などにおいて、敷地、建物、公共施設等を一体的に整備することにより、土地の健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業です。

市街地再開発事業には、従前の土地・建物の権

利を新しく建てた建築物の床の権利に置き換える「第一種市街地再開発事業（権利変換方式）」、区域内の土地・建物等の諸権利を全面的に買収し、新しい市街地を建設する「第二種市街地再開発事業（全面買収方式）」があります。

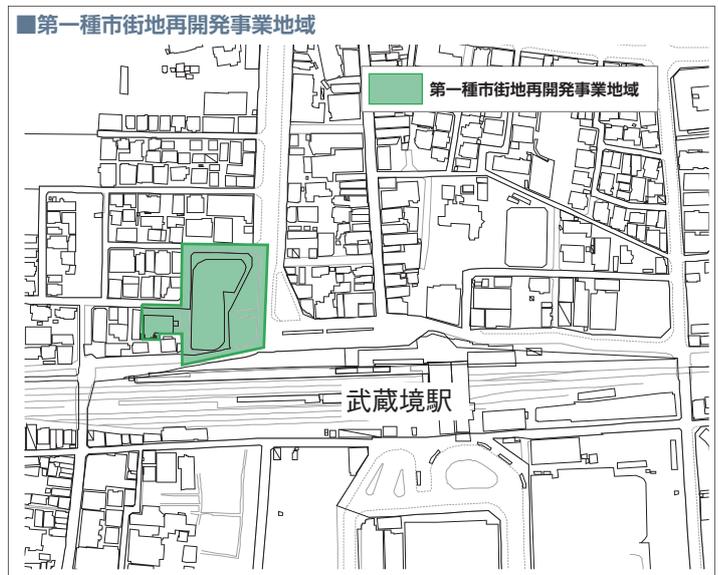
武蔵境駅北口地区第一種市街地再開発事業

武蔵境地域は、市内で最も早く駅が開設されたにもかかわらず、吉祥寺駅、三鷹駅と比べて駅前の基盤整備が遅れ、早くから武蔵野市の西の玄関口にふさわしいまちづくりが求められていました。そこで、地域の核となる街区の形成を図るととも

に、土地の合理的かつ健全な高度利用を推進するため、平成2年12月に武蔵境北口地区第一種市街地再開発事業を計画決定し、地権者の協力を得て、平成8年6月に事業が完了しました。



■第一街区(スイングビル)



第一街区（スイングビル）

駅前の立地を生かし、賑わいをもたらす駅前の景観と環境を創造できる施設として、賑わいのある店舗、スタジオをはじめとする公共施設（スイングホール）、生活核都市武蔵野にふさわしい生活関連サービス、情報を扱う事務所などに利用されています。

第二街区

主として地元権利者のための施設として、駅に近い利便性を生かした都市型の住宅となっています。



■第二街区（マンション スイング）

■武蔵境駅周辺再開発事業の経緯

昭和46年 長期計画で最優先事業となる	昭和58年11月 市長交代を契機に環境調査実施
昭和48年7月 地元商店会と協議を始める	昭和58年6月 道路拡幅反対の陳情
昭和52年9月 駅周辺再開発計画（市案）発表	昭和59年7月 境・北口まちづくり市民委員会発足
昭和52年11月 地元より市案撤回の請願	昭和60年6月 市民委員会より市長に要望書提出
<p>境・北口まちづくり市民委員会（25人委員会）の立ち上げ 武蔵境駅北口の再開発は長い間、膠着状態が続く中、昭和58年の市長交代を契機に「反対していたら都市計画は進まない」と、地域内外の市民、学識経験者など、立場の異なる25人で構成する委員会を設置。野次と罵声の中で始まった委員会は、討議は深夜に及ぶこともたびたびながら、回を重ねるごとに真剣な討議へと変化。短期間にテーマ別に取りまとめられ、「62項目の要望書」として市長に提出された。</p>	
昭和61年2月 都市計画案を提示、反対者ゼロ	平成2年12月 再開発事業、都市計画決定
昭和61年8月 都市計画決定、翌年事業認可	平成4年10月 再開発事業、組合設立
昭和62年12月 再開発事業「準備組合」設置	平成8年6月 再開発ビル完成
<p>完成間近な街づくり 都市計画事業と再開発事業は順調に進捗し、武蔵境は二つの広場を持つ新宿以西で最も緑と自然の調和した街として完成が近づく。平成11年に工事着手したJR中央本線及び西武多摩川線の連続立体交差事業により、平成21年12月にはJR中央本線高架切替えが行われ、踏切や軌道による地域や交通の分断が解消された。平成23年7月には、武蔵境駅南口に駅前の顔となる「ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイス」が開館し、武蔵境駅周辺は連続立体交差事業に伴う駅舎、高架側道など南北一体のまちづくりが、市と市民の協力により進められている。</p>	

地区計画等とは

地区計画とは、一定の地区内で、よりよいまちをつくっていくため、地区の特性を活かしたきめ細かなルールを定める都市計画法に基づくまちづくりの手法のひとつです。道路や公園の配置、建物の用途、高さ、壁面線の位置、色やデザインなどを定めることができます。市内には現在、以下の3つの地区計画が定められています。

1. 吉祥寺東町地区地区計画「平成19年12月3日 武蔵野市告示第133号」（吉祥寺地域）
2. 桜堤地区地区計画「平成19年12月18日 武蔵野市告示第141号」（武蔵境地域）
3. 西調布境橋線沿線地区地区計画「平成22年度1月22日 武蔵野市告示第6号」（武蔵境地域）

武蔵野市では、平成12年の都市計画法改正により創出された市民等からの地区計画提案制度や、市独自の制度として地区のまちづくりについて提案できる制度を盛り込んだ、まちづくり条例を平成21年4月から施行し、市と市民、開発事業者等それぞれの責務を定め、地域の個性や地区の特色を活かした協働によるまちづくりを推進しています。